

町田市技能功労者表彰取扱基準

第1 目的

この基準は、永く同一の職業に従事し、技能及び技術の鍛錬並びに後進の指導育成にあたり、市民生活の向上並びに、産業の振興に顕著な功績を収めている技能者に対する表彰について必要な取扱事項を定める。

第2 表彰基準

次の各号に掲げる要件を満たしている者は、技能功労者として、この基準の定めるところにより表彰する。

- (1) 主として、市内において第4に規定する職業に従事している者
- (2) 基準日現在で、市内に引き続き5年以上居住し、住民基本台帳に登録されている者
- (3) 基準日現在で、技能者として経験年数25年以上の者で、満50歳以上の者
- (4) すぐれた技能を持ち、徳行が著しい者
- (5) 後進の模範となっている者、もしくは技能者としての知識や技能を地域貢献に用いている者

2 前項第2号、第3号、第4号にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、特に功労顕著と認め、表彰を行うことができる。

- (1) 卓越した技能者として国務大臣・都知事の表彰を受けた者
- (2) 技能グランプリその他全国規模の大会において第1位相当の成績を納めた者
- (3) 各号に準ずる者で、市長が特に功労顕著と認める者

第3 基準日

第2第1項第2号及び第3号の基準日は、毎年10月1日とする。

第4 対象業種

表彰の対象となる業種は、別表に定めるとおりとする。

第5 被表彰者の推薦

被表彰者の推薦にあたっては以下のとおりとする。

- (1) 第4に規定するそれぞれの職種の技能者をもって構成する団体（以下「技能職団体」という。）が被表彰者を推薦する。
- (2) 技能職団体は、第2に規定する表彰の要件を満たす者があるときは、技能功労者推薦書（1号様式）を提出するものとする。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、技能職団体に加入していない技能者、団体を組織していない職種の技能者及び第2第2項に規定する表彰の要件を満たす者については、その他の団体等（個人を含む）が被表彰者を推薦する。

第6 表彰の対象外

第2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は表彰の対象としない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 破産の宣告を受け復権しない者、成年被後見人
- (3) 既に、この基準による表彰を受けた者

第7 被表彰者の選定

被表彰者は、第8に定める審査委員が第2の表彰基準に基づいて技能功労者推薦書（1号様式）の審査を行い、選定する。

第8 審査委員

審査委員は、町田商工会議所を代表する者及び経済観光部長、産業政策課長、観光まちづくり課長、農業振興課長の職にある者をもって充て、経済観光部長の職にある者を委員長とする。

第9 被表彰者の決定

被表彰者は、第7に定める審査委員の選定に基づき市長が決定し、稟議により町田商工会議所への回付し、確定する。

なお、2号様式をもってこれを推薦のあった技能職団体の長に通知する。

第10 表彰

次の各号の定めるところにより表彰を行うものとする。

- (1) 表彰は、町田市長及び町田商工会議所会頭名で行う。
- (2) 被表彰者に対し、感謝状及び記念品を贈与する。
- (3) 被表彰者が表彰を受ける前に死亡した場合は、その遺族に感謝状及び記念品を贈与する。

第11 委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町田市及び町田商工会議所が協議して定める。

附 則

この取扱基準は、2016年10月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は、2017年10月1日から適用する。

附 則

この取扱基準は、2018年12月17日から適用する。

附 則

この取扱基準は、2023年12月8日から適用する。

附則

この取扱基準は、2024年8月1日から適用する。

別 表

1	洋裁師	13	ブロック職	25	理容師
2	和裁師	14	タイル・レンガ職	26	クリーニング職
3	調理師	15	電気工事士	27	写真師
4	製菓技術師	16	畳職	28	印刷技術師
5	豆腐製造職	17	建具職・表具職・ 内装職	29	ガラス職
6	鳶職	18	桶職	30	家具・寝具製造職
7	大工職	19	竹細工職	31	貴金属・装身具製 造職
8	配管職	20	塗装職	32	自転車・自動車整 備士
9	左官職	21	造園職・植木職	33	製麺職
10	屋根職	22	時計修理技術職	34	危険取扱者
11	板金職	23	按摩・マッサージ・ 指圧・鍼灸師	35	その他適当と認め た者
12	石工職	24	美容師		